

目黒区みどりのまちなみ助成

- よくあるご質問 -

Frequently Asked Questions

お客様よりいたたくご質問をまとめました。

お問合せの前に、ご確認ください。



目黒区都市整備部みどり土木政策課みどりの係
TEL:03-5722-9355 / FAX:03-3792-2112
Email:midoridoboku09@city.meguro.tokyo.jp

目 次

<接道部緑化助成>

助成対象範囲について	1
Q.「1m以上を新たに緑化」とは、どのような状態を指すか	
Q.接道部に一部樹木の無い部分があるが、その部分だけでも助成対象となるか	
Q.中央に植栽帯のない場所を挟んで離れた場所に総延長が1m以上の植栽帯を作る予定だが、その場合は助成対象となるか	
Q.枯れてしまった樹木を植え替えたい場合は助成対象となるか	
Q.前面道路が4m無い状態だが、自宅のセットバックが完了している場合は助成対象となるか	
Q.助成対象とならない範囲はあるか	
新植栽について	2
Q.株立ちの樹木の場合、本数の数え方はどうなるか	
Q.助成対象とならない樹種はあるか	
Q.多年生つる性植物(ツルバラ等)は、どの区分に当てはまるか	
Q.将来大きくなる樹種は生長後の樹高を考慮して申請してよいか	
Q.おすすめの樹木はあるか	
既存樹木の移植について	3
Q.接道部から5mの範囲外にある樹木は助成対象となるか	
Q.接道部から5mの範囲内にある樹木は、遮蔽物が道路側にある場合、助成対象となるか	
Q.2項道路の後退部分にある樹木を移植して接道部緑化に利用する場合は対象となるか	
植栽基盤工事について	3
Q.助成対象となる縁石の種類はあるか	
塀撤去(植栽基盤工事対象部分)について	3
Q.塀撤去の助成対象となる塀の種類は	
その他	3
Q.工事見積書で対象となる項目は	

<屋上緑化助成>

新植栽について	4
Q.屋上にパーゴラを設置してつる性植物を這わせて緑化したい。この場合、緑化面積はどのようになるのか	
Q.ビオトープ池や鑑賞池の植物の量に条件はあるのか。また、生体の導入は必要か	
Q.助成対象とならない樹種はあるか	
既存樹木の移植について	4
Q.対象条件の「敷地内」とはどの範囲を指すのか	
Q.庭のプランターに植えられている樹木を屋上に持ってきた場合は、助成対象となるのか	

縁石設置について 5

Q.助成対象となる縁石の種類は

Q.建築物の一部(壁やパラペット等)を縁石として利用した場合、助成対象となるのか

Q.菜園等を作るときに、根の侵入を防ぐ等の目的で縁石を用いて区切った場合、その部分も対象となるのか

Q.プランターの縁は縁石として見られるのか

自動灌水装置設置について 5

Q.助成対象とならないものはあるか

その他 5

Q.耐荷重証明書がない場合は、どうすればよいか

Q.工事見積書で助成対象となる項目は

<壁面緑化助成>

新植栽について 6

Q.敷地の内側であっても助成対象となるか

Q.助成対象とならない性植物はあるか

Q.下垂型で用いたプランターに低木などを植えた場合は、屋上緑化としても助成を受けられるか

縁石設置について 6

Q.助成対象となる縁石の種類は

補助器具設置について 6

Q.ワイヤーを用いて壁面緑化を行う予定だが、ワイヤーの間隔に条件はあるか

自動灌水装置設置について 6

Q.対象にならないものはあるか

その他 7

Q.耐荷重証明書がない場合は、どうすればよいか

Q.工事見積書で助成対象となる項目は

<接道部・屋上・壁面共通> 7

Q.プランターは助成対象となるか

Q.草花や野菜の植栽を考えているが助成対象となるか

Q.業者に植栽を頼まないため、図面や見積書を用意できない場合は、どうすればよいか

Q.既に植物やプランターを購入しているがこれから申請しても対象となるか

Q.助成金の交付はいつ頃になるか

＜接道部緑化助成＞

助成対象範囲について

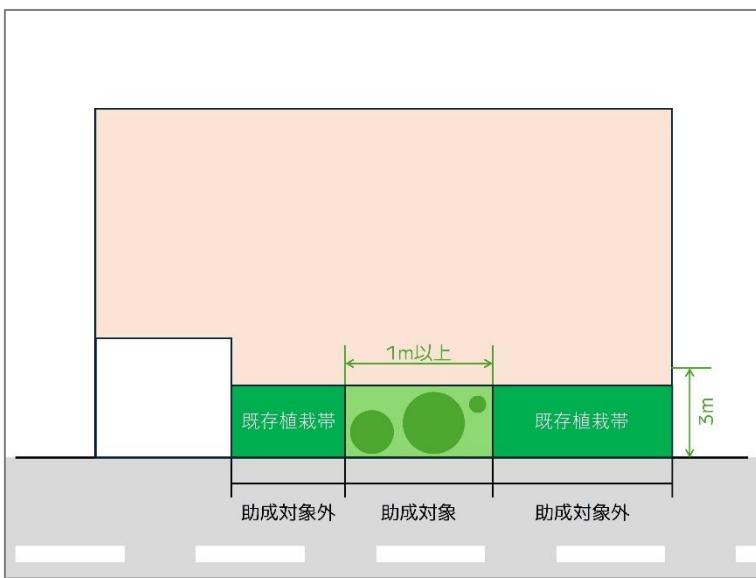
Q.「1m以上を新たに緑化」とは、どのような状態を指すか

A.元々植栽のされていない場所へ初めて植栽し、道路面から見て、植栽帯の幅もしくは枝張（樹冠）の長さが合計1m以上あることを指します。

Q.接道部に一部樹木の無い部分があるが、その部分だけでも助成対象となるか

A.現在、植栽の無い部分に1m以上を新たに緑化していただければ、その部分のみ助成対象となります。

(イメージ図)



Q.中央に植栽帯のない場所を挟んで離れた場所に総延長が1m以上の植栽帯を作る予定だが、その場合は助成対象となるか

A.合計して1m以上が助成対象となりますので、40cmと60cmなどの場合も助成対象になります。

Q.枯れてしまった樹木を植え替えたい場合は助成対象となるか

A.枯れた樹木を植え替える場合も助成対象となる可能性があります。ただし、枯れていない樹木を伐採しての植え替えや既にまちなみ助成受けている樹木が枯れた場合は対象外です。

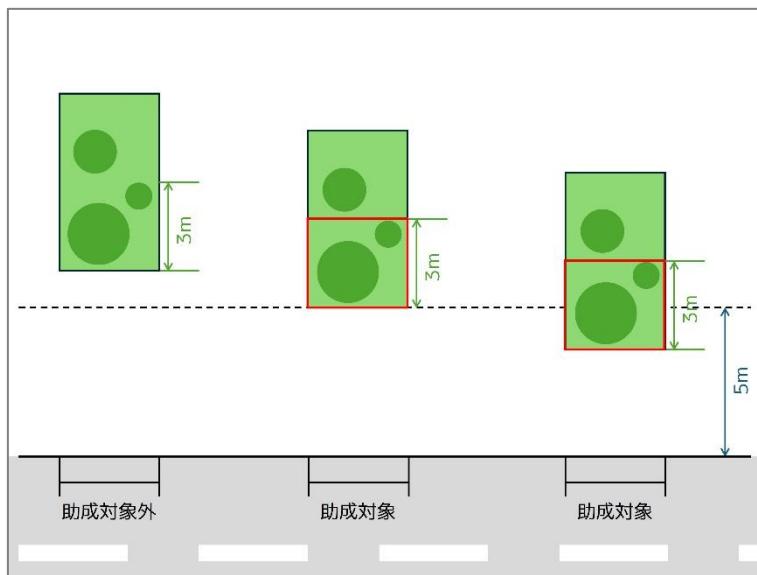
Q.前面道路が4m無い状態だが、自宅のセットバックが完了している場合は助成対象となるか

A.対象敷地において道路の中心線から2mのセットバックがすでに完了している場合、前面道路が4m未満であっても助成対象となります。

Q.助成対象となる範囲はあるか

A.接道部から5mを超えて離れている場所の植栽帯は助成の対象外となります。植栽帯の奥行は3mまでが対象となります。

(イメージ図)



新植栽について

Q.株立ちの樹木の場合、本数の数え方はどうなるか

A.株立ちの場合はわかっている幹の数ではなく、1株を1本とします。竹・笹類は株立ちとして扱い、植栽する前の写真が必要です。

Q.助成対象となる樹種はあるか

A.地被植物等の30cm以下の植栽に対しては「新植栽」の助成対象とはならず、「植栽基盤」の助成対象となります。

外来生物法等により植栽が制限されている樹種等(以下 URL 参照)の使用に当たっては、協議が必要です。「特定外来生物」の植栽は認められません。

○特定外来生物等一覧(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

○生態系被害防止外来種リスト(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

Q.多年生つる性植物(ツルバラ等)は、どの区分に当てはまるか

A.ツルバラやフジ等の多年生つる性植物は、高さ90cm以上で補助器具を使わない場合は助成対象となります。

Q. 将来大きくなる樹種は生長後の樹高を考慮して申請してよいか

A. 現地検査時に植えられた樹木等の大きさを図ります。中高木または生垣を主体とした場合のみ助成対象ですので、植えた際の大きさが不十分で基準を満たせない場合は、助成対象となる可能性があります。

Q. おすすめの樹木はあるか

A. 東京都の「植栽時における在来種選定ガイドライン」が参考になります

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/green_biodiv-ns_guidelines-files-ns_guidelines_all

既存樹木の移植について

Q. 接道部から5mの範囲外にある樹木は助成対象となるか

A. 助成対象となります。接道部緑化とみなせる位置でない場所からの移植を助成対象としています。

Q. 接道部から5mの範囲内にある樹木は、遮蔽物が道路側にある場合、助成対象となるか

A. 助成対象となります。

Q. 2 項道路の後退部分にある樹木を移植して接道部緑化に利用する場合は対象となるか

A. 助成対象となります。

植栽基盤工事について

Q. 助成対象となる縁石の種類はあるか

A. 縁石の種類や素材の指定はございません。ただし、植栽の地盤面から高さ40cm以下で固定された場合が助成対象となります。

塀撤去(植栽基盤工事対象部分)について

Q. 塀撤去の助成対象となる塀の種類は

A. 塀の種類に指定はございません。ただし、塀の場合は、高さが設計値盤面から40cmを超えているもの、フェンスの場合は透過率が70%未満のものを撤去する場合に塀撤去の助成対象となります。

その他

Q. 工事見積書で対象となる項目は

A. 対象となる項目は以下になります。※人件費は対象となりません。

○新植栽

樹木の植栽、支柱に関する経費

○既存樹木の移植

移植、支柱に関する経費

○植栽基盤工事(新植栽・移植の対象部分)

客土、施肥、土壤改良、地被植物(高さ30cm未満の植物)、縁石に関する経費

○塀撤去

既存塀(ブロック塀・万代塀・大谷石塀・垣根・フェンス等)、舗装等の撤去に関する経費

塀撤去として助成対象となった撤去工事による発生材の処分に関する経費

<屋上緑化助成>

新植栽について

Q.屋上にパーゴラを設置してつる性植物を這わせて緑化したい。この場合、緑化面積はどのようになるのか

A.助成対象となるのは、パーゴラやネット等に絡ませる植栽のプランター等の面積となります。また、パーゴラやネット等の部分は、壁面緑化の助成対象となる可能性があります。

Q.ビオトープ池や鑑賞池の植物の量に条件はあるのか。また、生体の導入は必要か

A.ビオトープ池に生体の導入は必要ありませんが、植物の量は水面の3割程度が助成対象となります。

Q.助成対象とならない樹種はあるか

A.外来生物法等により植栽が制限されている樹種等(以下URL参照)の使用に当たっては、協議が必要です。「特定外来生物」の植栽は認められません。

○特定外来生物等一覧(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

○生態系被害防止外来種リスト(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

既存樹木の移植について

Q.対象条件の「敷地内」とはどの範囲を指すのか

A.建物がある敷地の地上部を指します。ただし、接道部から屋上へ移動する場合は助成対象となりません。(接道部の範囲の定義は道路境界線から5m)

Q.庭のプランターに植えられている樹木を屋上に持ってきた場合は、助成対象となるのか

A.庭が接道部の範囲外で、100ℓ以上のプランターに植えられている樹木が助成対象となります。

縁石設置について

Q.助成対象となる縁石の種類は

A.縁石の種類や素材の指定はございません。ただし、縁石は土壌の流出を防ぐ効果があるものが対象となります。

Q.建築物の一部(壁やパラペット等)を縁石として利用した場合、助成対象となるのか

A.助成対象となりません。壁と繋がっている植栽のための縁石部分は、助成対象となります。

Q.菜園等を作るときに、根の侵入を防ぐ等の目的で縁石を用いて区切った場合、その部分も対象となるのか

A.対象となります。ただし、デザインとして植栽帯を区切るための縁石は、助成対象となりません。

Q.プランターの縁は縁石として見られるのか

A.助成対象となります。

自動灌水装置設置について

Q.助成対象とならないものはあるか

A.手動による灌水の道具(散水栓・ホース・散水ノズル等)や水道工事またはそれに付帯する工事(水栓設置工事等)は助成対象となりません。

その他

Q.耐荷重証明書がない場合は、どうすればよいか

A.建築物の所有者様から誓約書を提出いただければ、その書類を耐荷重証明書の代替として扱います。

Q.工事見積書で助成対象となる項目は

A.助成対象となる項目は以下になります。※人件費は対象となりません。

○新植栽

　樹木の植栽、支柱、客土、施肥、土壤改良、緑化の排水設備に関わる経費

○既存樹木の移植

　移植、支柱に関わる経費

○縁石設置

　縁石に関わる経費

○自動灌水装置設置

　自動灌水装置に関わる経費

＜壁面緑化助成＞

新植栽について

Q. 敷地の内側であっても助成対象となるか

A. 施工場所は敷地の内側等の接道部以外も助成対象となります。

Q. 助成対象とならないつる性植物はあるか

A. 1年性のつる性植物(ゴーヤ、ヘチマ、アサガオ等)を使用する場合は、植栽の年間計画が必要です。

また、外来生物法等により植栽が制限されている樹種等(以下 URL 参照)の使用に当たっては、協議が必要です。「特定外来生物」の植栽は認められません。

○特定外来生物等一覧(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

○生態系被害防止外来種リスト(環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

Q. 下垂型で用いたプランターに低木などを植えた場合は、屋上緑化としても助成を受けられるか

A. 屋上緑化の助成対象となります。ただし、プランターの位置が上空から見える部分に限ります。

縁石設置について

Q. 助成対象となる縁石の種類は

A. 縁石の種類や素材の指定はございません。ただし、植栽の地盤面から高さ40cm以下で固定された場合が助成対象となります。また、パネル型で申請を行う場合、パネルのフレーム(枠材)は縁石として助成対象にはなりません。

補助器具設置について

Q. ワイヤーを用いて壁面緑化を行う予定だが、ワイヤーの間隔に条件はあるか

A. ワイヤーの間隔に条件はございませんが、みどりが壁面を覆うよう、植物の特性に合わせて間隔を調整してください。

自動灌水装置設置について

Q. 対象にならないものはあるか

A. 手動による灌水の道具(散水栓・ホース・散水ノズル等)や水道工事またはそれに付帯する工事(水栓設置工事等)は助成対象なりません。

その他

Q.耐荷重証明書がない場合は、どうすればよいか

A.建築物の所有者様から誓約書を提出いただければ、その書類を耐荷重証明書の代替として扱います。

Q.工事見積書で助成対象となる項目は

A.助成対象となる項目は以下になります。※人件費は対象となりません。

○新植栽

つる性植物等の植栽、客土、施肥、土壤改良、緑化の排水設備に関わる経費

○縁石設置

縁石に関わる経費

○補助器具設置

建築物から50cm未満に設置する補助器具に関わる経費

○自動灌水装置設置

自動灌水装置に関わる経費

＜接道部・屋上・壁面共通＞

Q.プランターは助成対象となるか

A.100ℓ以上又は固定式のものを使用する場合は、助成対象となります。ただし、壁面緑化において地上からの登はん型緑化のみ助成対象となりません。

Q.草花や野菜の植栽を考えているが助成対象となるか

A.屋上・壁面緑化助成の対象となります。そのため、植栽の年間計画を提出いただく必要があります。接道部緑化の助成対象にはなりません。

Q.業者に植栽を頼まないため、図面や見積書を用意できない場合は、どうすればよいか

A.申請時にいただく計画図、竣工図に関して、ご用意が難しい場合は植栽の数や位置、植栽帶の大きさ等が確認できれば手書きでも問題ございません。

見積書に関しては、ご自身で購入された植物や縁石、自動灌水装置等のレシートもしくは商品ホームページ、値札等の写真でも問題ございません。

Q.既に植物やプランターを購入しているがこれから申請しても対象となるか

A.植栽がまだであれば、既に購入していても対象となります。

Q.助成金の交付はいつ頃になるか

A.緑化の工事が完了し、現場での立ち会いが終わった後に請求書を提出いただきます。助成金の交付は、請求書提出のおよそ1か月後となります(時期によって多少前後します)。